

## 4 社会医療法人債

### (1) 社会医療法人債とは

#### 1) 社会医療法人債の定義

社会医療法人とは、2007年4月1日に創設された新しい医療法人類型である。救急医療、災害医療、へき地医療等、公益性は高いものの採算性の取りにくい医療行為を、自治体病院に代わって提供することを目的に設けられた。社会医療法人は、円滑な資金調達によって経営基盤の安定化を図るため、従来の銀行等の間接金融に加え、医療法54条の2に基づき「社会医療法人債」の発行による直接金融による資金調達が認められることとなった。

#### 2) 社会医療法人債による資金調達の特徴

医療法54条の2に定められた社会医療法人債は、特別の法律により法人が発行する債券として、金融商品取引法の有価証券に該当する<sup>1</sup>。この点がガイドラインで定められている医療機関債と異なり、債券市場で広く取引される社債券の一つとして位置づけられる。このため、社会医療法人債の発行を行おうとする社会医療法人は、債券市場において、当該債券が取引の対象として評価されるための基準や、有価証券の発行者に課せられる様々な義務を知っておく必要がある<sup>2</sup>。

債券は、募集方法により二つに分類される。広く不特定の一般投資家の取得を前提とした公募債と特定者の取得を前提とする私募債である。私募債は、取得者の性質によりプロ私募と少数人数私募の二分される<sup>3</sup>。社会医療法人債は、公募、プロ私募、少数人数私募のすべての方式での募集が可能である。

法律的には、金融商品取引法上の「募集」にあたるものが公募となり、募集にあたらなものを私募として、2つのケースを規定している。プロ私募は、適格機関投資家<sup>4</sup>に向けてのみ発行する方式であり、少数人数私募は、50名未満の少数の者（適格機関投資家が含まれている場合は250名以下）に向けて発行する場合で、適格機関投資家以外に譲渡されない契約条件を満たす場合、取得の勧誘の相手方の数から除くことができる。また、6ヵ月以内に同一種類の有価証券の少数人数私募形式の発行があった場合、勧誘相手の人数は通算される。どちらの私募も、ともに多数の者に譲渡される恐れが少ないことが必要である。

【図表1】において、債券の区分と特徴の比較を行なった。その特性を理解していただきたい。

<sup>1</sup> 有価証券は、金融商品取引法で限定列举されている。社会医療法人債は、金融商品取引法2条1項3号に掲げる「特別の法律により法人が発行する債券」に該当。

<sup>2</sup> 社会医療法人債に関する金融庁のパブリックコメントによれば、「医療の非営利性を踏まえた開示内容・方法とすべきである」とのコメントに対して、「投資家が投資判断を行う上で重要と考えられる情報の的確な開示を求めると同時に、社会医療法人の業務の特殊性を踏まえる」としている。

(参照：http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070327-1.html )

<sup>3</sup> 金融商品取引法2条3項

<sup>4</sup> 内閣府令において、有価証券投資に関する専門的知識及び経験を有する銀行や保険会社などの金融機関を中心に限定列举されている。